

# 健康ワンポイントアドバイス

発行：十日町市中魚沼郡医師会

発行日：令和元年 8 月発行

第 205 号



## なくそう！望まない受動喫煙

新潟県十日町地域振興局 健康福祉部 医官 **武藤 謙介** 先生  
(十日町保健所長)

平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和 2 年 4 月より全面施行されます。この法律により、事業者だけではなく国民にとっても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが、マナーからルールへと変わりました。

令和元年 7 月 1 日からは、学校・病院・児童福祉施設、行政機関などにおいて原則敷地内禁煙となり、令和 2 年 4 月 1 日からは、2 人以上の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等において、原則屋内禁煙となります。



基準を満たせば、専用喫煙室の設置や飲食等提供可能な施設とすることができますが、標識掲示が必要で、利用者も従業員も 20 歳未満の方は立入禁止となります。

受動喫煙（二次喫煙）とは、本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っているたばこから立ち上る煙やその人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの化学物質・発がん物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも、がん・心臓病・脳卒中のリスクが高まります。特に子どもに対しては健康影響が大きく、乳幼児突然死症候群や喘息誘発の原因ともなります。

また、サードHANDSモーク（三次喫煙）として、衣類や車、部屋に付着したニコチンが悪影響を及ぼすことも知られています。ある事業所では、喫煙後 45 分間はエレベーター使用禁止の措置をとっているところもあります。

日本の成人喫煙率は減少傾向にありますが、男性約 30%、女性約 8%、成人全体で約 18% となっています。子供を含めた全国民を母数として計算すると、国民の喫煙率は約 15% となります。それぞれの事業所において、15%の喫煙者を対象とするか、85%の非喫煙者を対象とするかは、考え方の違いがあると思います。

喫煙者は採用しない方針を出している企業もあり、その企業のホームページには、『「なぜニコチン依存症の社員だけを企業は優遇するのか」とアルコール依存症の社員が主張したら、従業員食堂の横に社員用のバーを設置するのでしょうか。ニコチンが切れて集中できないという状況は、アルコールが切れて手が震えるという状況と差はありません。会社の中にタバコを吸えるスペースがあること自体、すでに不平等を生みます。』と記載があります。

屋内を全面禁煙とする罰則のある法規制は 55 か国で施行されています。令和 2 年 7 月に東京オリンピックが行われることもあり、世界の方々に日本の受動喫煙対策を示すこととなります。この機会に、それぞれの事業所で受動喫煙の防止について考えていただければ幸いです。

